

令和3年重点募集テーマに係る計画の分類

未定稿

資料6

(内閣府地方分権改革推進室において作成)

法律名	計画の名称	根拠			策定規定の類型			効果					義務的記載事項	手続		備考		
		法律	政令・省令・告示	その他	義務	努力義務	できる	規制効果	税財政措置	量の見込み	行動指針の提示	その他・備考		義務あり	努力・できる			
土地改良法	応急工事計画(市町村)	○					○		○				○	○		議会の議決(できる規定)		
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	農村地域産業等導入基本計画(都道府県)	○					○						○	導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標、産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針等	主務大臣への協議、同意公表	審議会の設置(できる規定)	都道府県計画が策定されていない限り、市町村計画の策定はできない	
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	農村地域内の一定の地区への産業の導入に関する実施計画(市町村)	○					○		○				○	農用地等の譲渡に係る所得税の軽減 資金の確保 地方債についての配慮 施設の整備 職業紹介の充実等 農業構造改善の促進 農地法等による処分についての配慮	産業界を誘入すべき区域、誘入すべき産業の業種及び規模、誘入される産業への農業従事者の就業の目標 等	都道府県知事への協議し、同意主務大臣(都道府県経由)に実施計画の写しの送付	公表(努力義務) 条例による審議会の設置(できる規定)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合において、当該実施計画(実施計画を変更した場合にあっては、当該変更後の実施計画。以下この項において同じ。)が同法第七条第一項の持続的発展方針に適合するものであるときは、市町村は、当該実施計画を、当該市町村の議会の議決を経て同法第八条第一項の市町村計画の内容の一部とすることができる。
地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体実行計画(都道府県) (地球温暖化対策の推進に関する法律)	○					○						○	温室効果ガスの排出量削減のための措置、計画期間、目標、実施しようとする措置の内容等	住民等意見反映のための必要な措置 関係地方公共団体への意見聴取 公表 ※変更時も同様の手続	共同策定(できる規定) 地方公共団体実行計画協議会の組織(できる規定)		
地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体実行計画(市町村)	○					○						○	市町村から実行計画に適合していること等の認定を受けた地域別炭素削減促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続のワンストップ化等の特例が受けられる	住民等意見反映のための必要な措置 関係地方公共団体への意見聴取 公表 ※変更時も同様の手続	共同策定(できる規定) 地方公共団体実行計画協議会の組織(できる規定)		
気候変動適応法	都道府県地域気候変動適応計画	○					○						○	なし		共同策定(できる規定)		
気候変動適応法	市町村地域気候変動適応計画	○					○						○	なし		共同策定(できる規定)		
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	行動計画(都道府県・市町村)	○					○						○	環境保全活動、その意欲の増進、環境教育、協働取組の推進に関する基本的事項、それらの実施すべき施策に関する事項		住民意見反映のための必要な措置(努力義務) 公表(努力義務) 環境教育等推進協議会の組織(できる規定) 変更する場合の公表(努力義務)		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第二種特定鳥獣管理計画	○					○		○				○	都道府県知事は、計画の達成を図るため、特に必要があるとき、 ・保護区域指定 ・狩猟期間の延長 ・環境大臣による禁止又は制限の全部または一部解除 することができる。	・第二種特定鳥獣の種類 ・計画期間 ・第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 ・第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲 その他第二種特定鳥獣の管理の目標 ・第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業の実施に関する事項 ・その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項	審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見聴取 環境大臣に報告 利害関係人の意見聴取 関係地方公共団体との協議	遅滞なく、これを公表	・上位計画として「鳥獣保護管理事業計画」あり。 「鳥獣保護管理計画」→「第二種特定鳥獣管理計画」→「指定管理鳥獣捕獲等事業計画」の3層構造となっている。 ・鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成29年告示)において計画の作成に関する事項あり。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画	○					○		○				○	・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金 ・捕獲許可不要、鳥獣の放置、夜間銃猟の特例	環境大臣に報告 利害関係人の意見聴取 関係地方公共団体との協議	遅滞なく、これを公表		

令和3年重点募集テーマに係る計画の分類

未定稿

資料6

(内閣府地方分権改革推進室において作成)

法律名	計画の名称	根拠			策定規定の類型			効果					義務的記載事項	手続		備考
		法律	政令・省令・告示	その他	義務	努力義務	できる	規制効果	税財政措置	量の見込み	行動指針の提示	その他・備考		義務あり	努力・できる	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	都道府県分別収集促進計画	○			○					○			・容器包装廃棄物について、市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込み量を合算して得られる量 ・分別基準適合物について、資料村別の量の見込み及び当該見込み量を合算して得られる量 ・容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項 等	遅延なく、これを公表 環境大臣に提出		各都道府県が計画に定めた排出量の見込みを合算して得られる総量が、特定事業者に再商品化を義務付ける再商品化義務量の算定の根拠となる(法11条)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	市町村分別収集計画	○			○					○			・容器包装廃棄物排出量の見込み ・分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量の見込み 等	遅延なく、これを公表 都道府県知事に提出		容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは定めなければならない。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	都道府県廃棄物処理計画	○			○					○	○		・廃棄物の発生量及び処理量の見込み ・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項 ・一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項 等	審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見聴取	遅滞なく、これを公表	
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	都道府県献血推進計画	○			○						○		・当該年度に献血により確保すべき血液の目標量 ・献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項 ・その他献血の推進に関する重要事項を定める	公表 厚生労働大臣への提出		
障害者基本法	都道府県障害者計画	○			○							○	なし	合議制の機関への意見聴取(都道府県における合議制機関の設置は義務) 議会への報告 計画要旨の公表 ※変更時も同様の手続		第三次勧告では、「私人の権利・義務に関わる行政処分直接的な根拠となる計画を策定する場合」と整理され、計画の策定及び内容の義務付けの存置を許容
障害者基本法	市町村障害者計画	○			○							○	なし	合議制の機関(なければ関係者)への意見聴取 議会への報告 計画要旨の公表 ※変更時も同様の手続		第三次勧告では、「私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となる計画を策定する場合」と整理され、計画の策定及び内容の義務付けの存置を許容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	都道府県障害福祉計画	○			○						○		・障害福祉サービス、相談支援等の提供体制確保に係る目標 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援等の種類ごとの必要な量の見込み 等	合議制機関への意見聴取(都道府県における合議制機関の設置は義務) 厚生労働大臣への提出 計画に定めた事項の定期的な調査、分析、評価、(必要な場合)計画変更等	都道府県障害福祉計画との一体策定(できる規定) 協議会への意見聴取(努力義務)	報酬改定(3年ごと)と密接な関連性あり
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	市町村障害福祉計画	○			○							○	・障害福祉サービス、相談支援等の提供体制確保に係る目標 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援等の種類ごとの必要な量の見込み 等	合議制機関への意見聴取 都道府県への意見聴取 都道府県知事への提出 計画に定めた事項の定期的な調査、分析、評価、(必要な場合)計画変更等	市町村障害福祉計画との一体策定(できる規定) 住民意見反映のための必要な措置(努力義務) 協議会への意見聴取(努力義務)	
児童福祉法	都道府県障害児福祉計画	○			○							○	・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 等	合議制機関への意見聴取(都道府県における合議制機関の設置は義務) 厚生労働大臣への提出 計画に定めた事項の定期的な調査、分析、評価、(必要な場合)計画変更等	都道府県障害福祉計画との一体策定(できる規定) 協議会への意見聴取(努力義務)	報酬改定(3年ごと)と密接な関連性あり
児童福祉法	市町村障害児福祉計画	○			○							○	・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 等	合議制機関への意見聴取 都道府県への意見聴取 都道府県知事への提出 計画に定めた事項の定期的な調査、分析、評価、(必要な場合)計画変更等	市町村障害福祉計画との一体策定(できる規定) 住民意見反映のための必要な措置(努力義務) 協議会への意見聴取(努力義務)	

令和3年重点募集テーマに係る計画の分類

未定稿

資料6

(内閣府地方分権改革推進室において作成)

法律名	計画の名称	根拠			策定規定の類型			効果					義務的記載事項	手続		備考	
		法律	政令・省令・告示	その他	義務	努力義務	できる	規制効果	税財政措置	量の見込み	行動指針の提示	その他・備考		義務あり	努力・できる		
介護保険法	市町村介護保険事業計画	○			○					○			・計画に記載するサービスの見込み量が、保険料の算定基礎となる ・新たな地域密着型サービス事業者の申請に係る基準の創設 ・計画記載の事業を実施する際、国から市町村に対して必要な情報の提供、助言その他の援助を行う(努力義務)	・当該市町村住民が日常生活する地域ごとの各年度の地域密着型特別養護老人ホーム等の必要利用定員総数、その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み ・各年度の地域支援事業の量の見込み ・介護予防・重度化防止等に関して市町村が取り組むべき施策に関する事項 など	市町村老人福祉計画との一体策定 住民意見反映のための必要な措置 都道府県への意見聴取 都道府県知事への提出		
子ども・子育て支援法	市町村子ども子育て支援計画	○			○					○				市町村が、当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 等	合議制の機関(なければ当事者)からの意見聴取 都道府県との協議 都道府県への提出	住民からの意見聴取(努力義務)	
子ども・子育て支援法	都道府県子ども子育て支援計画	○			○					○			都道府県が、当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 等	都道府県が、当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 等	合議制の機関(なければ当事者)からの意見聴取 国への提出		
下水道法	流域別下水道整備総合計画	○			○					○			費用の補助(社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金、下水道事業費補助、下水道防災事業費補助)、資金の融通	① 下水道の整備に関する基本方針 ② 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項 ③ ②の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項 ④ ②の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項 ⑤ 水質環境基準が定められた公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は磷含有量を削減する必要がある場合は、②の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は磷含有量についての当該終末処理場ごとの削減目標量及び削減方法に関する事項	関係市町村への意見聴取 関係都道府県及び関係市町村の意見、国土交通大臣との協議(二以上の都道府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都道府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部)	・第三次勧告c2②「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合」に該当し、存置許容 ・水質環境基準が定められた河川等で政令に定める要件に該当するものについて、計画の策定が必要。 ・流域が2以上の都道府県の区域にわたる場合の手続が煩雑。わたらなければ、大臣協議も不要。	
下水道法	事業計画(公共下水道)	○			○					○			費用の補助(社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金、下水道事業費補助、下水道防災事業費補助)、資金の融通	① 排水施設の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度 ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力 ③ 終末処理場以外の処理施設を設ける場合には、その配置、構造及び能力 ④ 流域下水道と接続する場合にはその接続する位置 ⑤ 予定処理区域 ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日	公示、利害関係人に対する意見申出の機会の付与 都道府県知事(都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあっては国土交通大臣)との事前協議 国土交通大臣への届出(流域別下水道整備総合計画が定められている地域において事業計画を定めようとするとき)		・第3次勧告c2④「法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合」に該当し、できるor努力義務化とされているが、そのまま存置。
国土調査法	国土調査法に基づく都道府県事業計画	○			○					○			経費の負担(地籍調査負担金、社会資本整備交付金)	①調査を行う者の名称 ②調査目的 ③調査地域 ④調査面積 ⑤調査期間 ⑥導入する効率的調査方法の内容(効率的調査方法の導入が困難であるときは、その旨及び理由) ⑦一筆地調査等の各作業に要する費用の総額	関係市町村又は土地改良区等との協議 国土交通大臣への事前協議、同意 関係市町村又は土地改良区等に通知	公表(努力義務)	事業計画の変更については法令上の規定無し 一今回の分権提案で変更手続きは廃止 負担金・交付金にかかる変更に伴う報告あり
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	都道府県賃貸住宅供給促進計画	○				○	○	○	○	○			・セーフティネット住宅に係る独自の登録基準(床面積・設備)の強化又は緩和及び住宅確保要配慮者の範囲について拡大 ・公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	①供給の目標 ②供給の促進に関する事項 ③住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項 ④住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項	公社の同意 区域内の市の長の同意 区域内の市町村への協議 住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会への意見聴取 国土交通大臣及び区域内の市町村に写しを送付	住民の意見反映のための必要な措置 公表	・目標達成のための登録基準の強化・緩和を行うため、計画を策定
住生活基本法	都道府県住生活基本計画	○			○					○	○			①基本的な方針 ②目標及び目標達成に必要な施策に関する事項 ③公営住宅の供給目標量 ④(住宅に対する需要が著しく多い場合)住宅の供給等を重点的に図るべき地域に関する事項 ⑤上記のほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	区域内の市町村への協議 地域住宅協議会への意見聴取 国土交通大臣への協議・同意 国土交通大臣への報告	住民の意見を反映させるために必要な措置 公表	
まち・ひと・しごと創生法	都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略	○				○				○			地方創生推進交付金	なし		公表	地方版総合戦略に自主的・主体的で先導的な事業を定めておかないと地域再生計画に基づく交付金、企業版ふるさと納税の対象とならない
まち・ひと・しごと創生法	市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略	○				○				○			地方創生推進交付金	なし		公表	地方版総合戦略に自主的・主体的で先導的な事業を定めておかないと地域再生計画に基づく交付金、企業版ふるさと納税の対象とならない
地域再生法	地域再生計画	○								○			地方創生推進交付金 企業版ふるさと納税	・地域再生計画の区域 ・地域再生を図るために行う事業に関する事項 ・計画期間	特定地域再生事業を実施する者への意見聴取 提案をした者への通知 地域再生協議会への協議 協議概要の添付 意見・提案概要の添付	支援措置及び当該規定の適用の有無について、その確認の求め 協議会の設置	

令和3年重点募集テーマに係る計画の分類

未定稿

資料6

(内閣府地方分権改革推進室において作成)

法律名	計画の名称	根拠			策定規定の種類			効果					義務的記載事項	手続		備考
		法律	政令・省令・告示	その他	義務	努力義務	できる	規制効果	税財政措置	量の見込み	行動指針の提示	その他・備考		義務あり	努力・できる	
	地方創生推進交付金実施計画			通知	○				○			地方創生推進交付金	対象事業の名称 ・地域再生計画の名称 ・対象事業の背景・概要 ・KPI、経費内訳、費用対効果分析等 等			
消費者教育の推進に関する法律	都道府県消費者教育推進計画	○				○							なし	・消費者教育推進地域協議会を組織している場合は、当該協議会の意見聴取(変更時にも準用) ・必要があると認めるときは計画を変更	・消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる(努力義務)(変更時にも準用) ・公表(努力義務)(変更時にも準用) ・施策の実施状況調査、分析及び評価	
消費者教育の推進に関する法律	市町村消費者教育推進計画	○				○							なし	・消費者教育推進地域協議会を組織している場合は、当該協議会の意見聴取(変更時にも準用) ・必要があると認めるときは計画を変更	・消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる(努力義務)(変更時にも準用) ・公表(努力義務)(変更時にも準用) ・施策の実施状況調査、分析及び評価	
	地方版消費者基本計画			通知									なし			令和2年4月1日付け消費者庁地方協力課通知「地方消費者行政強化作戦 2020」の策定について(各都道府県及び政令市宛)により規定